

44-1 農地の集約化等の取組の加速化のうち

農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和8年度予算概算決定額 4,644百万円 (前年度 4,276百万円)
〔令和7年度補正予算額 8,000百万円〕

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借等を進めることで、農地バンクを活用した農地の集約化等の取組を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致するための取組を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

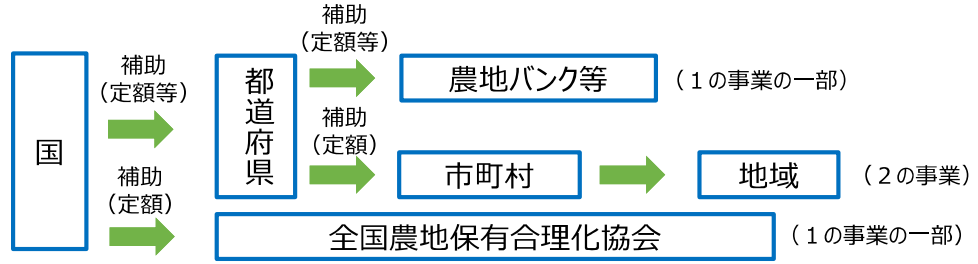
1. 農地中間管理機構事業 4,644百万円 (前年度 4,276百万円)

農地バンクがリタイアする農業者の農地を借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員の配置等による事業推進など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 農地集約化促進事業 【令和7年度補正予算額】8,000百万円

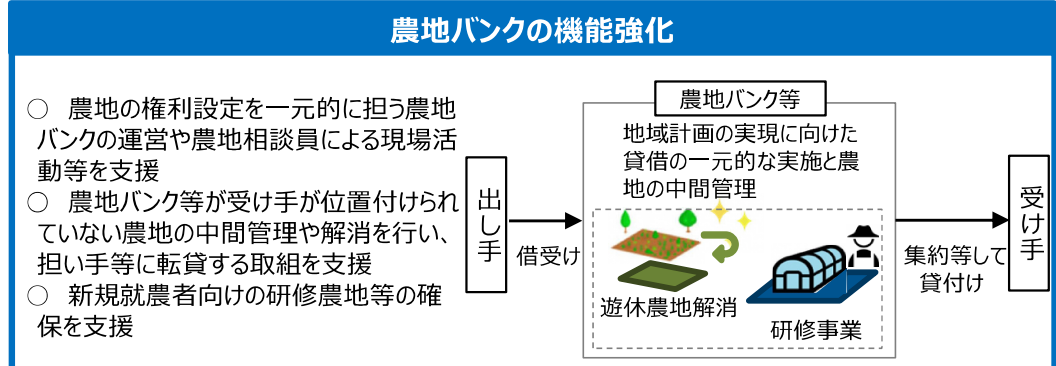
地域計画の早期実現に向け、農地バンクを通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取組を支援します。更に地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集約化等 (イメージ)



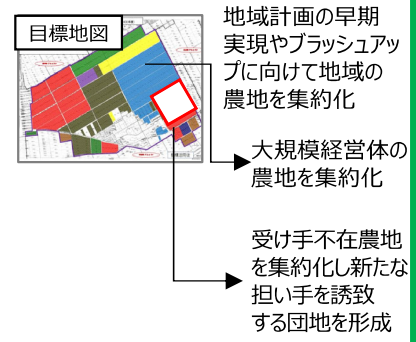
- 農地の権利設定を一元的に担う農地バンクの運営や農地相談員による現場活動等を支援
- 農地バンク等が受け手が位置付けられていない農地の中間管理や解消を行い、担い手等に転貸する取組を支援
- 新規就農者向けの研修農地等の確保を支援

農地集約化の促進

- ① 集約化加速タイプ

農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付【1.0万円～3.0万円/10a】
これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付【5.0万円/10a】
- ② 地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付【2.0万円～2.6万円/10a】



農地集約化促進事業の各メニューの要件等比較表

タイプ	集約化加速タイプ			地域集約化実現タイプ
	基本タイプ	大規模集約タイプ	誘致団地創出タイプ	
1 対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」			
2 交付要件	<p>【共通要件】</p> <p>(1) 事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度から起算して5年目の年度（以下、「集約化目標年度」）までに以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>① 地域の農地面積に占める団地面積が10ポイント以上増加すること</p> <p>② 地域の農地面積に占める団地面積が20ポイント以上増加すること</p> <p>③ 団地面積の割合が30%以上の「地域」において団地又は独立する1筆のほ場の平均面積が1.5倍以上となること</p>			<p>(7) 目標地図内の農地面積に占める目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること</p> <p>(8) 農地バンクの活用率が一定割合以上であること</p> <p>① 一般地域：80%超</p> <p>② 中山間地域</p> <p style="margin-left: 20px;">i：60%超80%以下</p> <p style="margin-left: 20px;">ii：80%超</p>
		<p>(2) 交付対象農地となる団地が次の面積規模要件を満たすこと</p> <p>① 当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であること</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha、北海道は35ha</p> <p>② 当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上であること</p>	<p>(4) 事業実施年度の前年度の2月末から集約化目標年度までに受け手不在農地等を団地化し誘致団地を形成すること</p> <p>(5) 誘致団地に関連する農地について、10年以上の中間管理権を設定すること</p> <p>(6) 集約化目標年度までに形成した誘致団地を新たな受け手に転貸すること</p>	<p>※ 農地バンクの活用率</p> <p style="text-align: center;">農地バンクへの総貸付面積 「地域」の農地面積</p>
3 団地	<p>2筆以上で隣接した1ha以上の農地</p> <p>※ 中山間地域・樹園地は0.5ha、北海道は6ha</p>	<p>2筆以上で隣接した5ha以上の農地</p> <p>※ 中山間地域は2.5ha、樹園地は1ha、北海道は10ha</p>	<p>2筆以上で隣接した4ha以上の農地</p>	<p>2筆以上で隣接した1ha以上の農地</p> <p>※ 中山間地域は0.5ha</p>
4 交付単価	<p>2の(1)の①：1.0万円/10a</p> <p>2の(1)の②③：3.0万円/10a</p> <p>※ 農作業受託・受け手不在農地の場合上記単価に0.5を乗じた単価</p>	<p>5.0万円/10a</p>	<p>5.0万円/10a</p>	<p>2の(8)の①：2.0万円/10a</p> <p>2の(8)の②のi：2.0万円/10a</p> <p>2の(8)の②のii：2.6万円/10a</p>
5 交付対象農地	<p>(1) <u>対象期間内のうち新たに団地化した面積</u></p>	<p>(2) 5の(1)のうち2の(2)の要件を満たす耕作者の新たに団地化した面積</p>	<p>(3) 誘致団地の農地面積</p>	<p>(4) 対象期間内の貸付面積から再貸付面積及び貸付期間10年未満の農地を除いた面積</p>

※ 下線は従前の機構集積協力金交付事業と同様の要件・交付単価等